

第2号様式(第2条第1項関係)(A4)  
(第一面)

## 認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画について認定を申請します。

この申請及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

( 第二面 )

1 . 建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕			
〔建築物の階数〕		階	
〔延べ面積〕		m <sup>2</sup>	
〔建築面積〕		m <sup>2</sup>	
〔構造方法〕	造	一部	造
〔用途〕			
〔工事種別〕			

( 注意 )

- 1 . 〔用途〕の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入して下さい。
- 2 . 〔工事種別〕の欄には、「増築」、「改築」、「修繕」若しくは「模様替」又は「敷地の整備」のうち該当するものを記入して下さい。

( 第三面 )

2 . 建築物の耐震改修の事業の内容

〔 柱、壁等の補強又は増設の概要 〕
〔 構造耐力上主要な部分の配置の状況 〕
〔 構造耐力上主要な部分が <sup>じん</sup> 靱性を持つための方法 〕
〔 構造耐力上主要な部分の接合部に係る措置 〕
〔 構造耐力上主要な部分の <sup>きび</sup> 錆止め若しくは防 <sup>あり</sup> 腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置 〕
〔 基礎の状況 〕
〔 敷地の整備の状況 〕
〔 屋根ふき材、内装材料、外装材その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの（以下「屋根ふき材等」という。）屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの、給水、排水その他の配管設備又は冷却塔設備の構造耐力上主要な部分若しくは支持構造部との緊結方法又は支持構造部の構造耐力上主要な部分との緊結方法 〕
〔 エレベーターの補強方法 〕
〔 その他 〕

( 第四面 )

3 . 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 ( 百万円 )
支 出	工 事 費 事 務 費 借入金利息	
	計	
収 入	自 己 資 金 借 入 金 ( 借入先 )	( )
	計	

4 . 建築物の耐震改修の事業の実施時期

〔 事業の着手の予定年月日 〕	年	月	日
〔 事業の完了の予定年月日 〕	年	月	日

第3号様式(第2条第2項関係)(A4)

1. 木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況

〔欠込みの有無〕
〔筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態〕
〔継手又は仕口の緊結の状態〕
〔防腐のための措置又は白蟻 <sup>あり</sup> その他の虫による害を防ぐための措置の内容〕

2. 屋根ふき材等、屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの、給水、排水その他の配管設備、冷却塔設備又はエレベーターの状況

〔屋根ふき材等の緊結の状態〕	
〔屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものの構造及び緊結の状態〕	
〔給水、排水その他の配管設備の設置の状況〕	
〔冷却塔設備の緊結の状態〕	
エレベーター	〔鋼車又は巻胴への主索の取付方法〕
	〔レールへのかご又はつり合いおもりの取付方法〕
	〔昇降路内の突出物の状況〕
	〔原動機、制御器及び巻上機の設置方法〕

第4号様式(第2条第3項関係)(A4)

1 認定の申請に係る建築物が建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けていることの証明

〔建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例(以下「建築基準法令」という。)のうち認定の申請に係る建築物が適合しない規定及び当該規定に係る部分〕

〔建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期〕

〔建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期における建築基準法令との整合性〕

2 耐震改修の事業の内容が法第8条第3項第3号に掲げる基準に適合していることの証明

〔地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無〕

〔建築基準法令に適合しない規定に係る部分が工事後も建築基準法令に適合しないこととなることがやむを得ない理由〕

第5号様式(第2条第4項関係)(A4)

<p>〔工事により耐火建築物に係る規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由〕</p>
<p>〔火災の発生を有効に感知することができる装置の種類及び内容〕</p>
<p>〔工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に連絡することができる装置の種類及び内容〕</p>
<p>〔工事の計画に係る建築物を常時管理する者〕</p>
<p>〔工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所〕</p>